

広報なめりかわ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滑川市有料広告掲載要綱（平成18年滑川市告示第62号。以下「要綱」という。）第5条、第7条及び第14条の規定に基づき、市が発行する広報なめりかわ（以下「広報」という。）における有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第2条 広報に掲載する広告の規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

規 格	掲 載 料
縦 46 mm×横 84 mm	1 掲載号につき 8,000 円
縦 46 mm×横 172 mm	1 掲載号につき 15,000 円

- 2 広告は、1色刷りとし、「広告」の字句を挿入する。
- 3 広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙以外の紙面の下段とし、掲載順序及び掲載枠数は、別に定める。

(広告掲載回数)

第3条 広告の掲載回数は、発行号を単位とし、連続する掲載回数は、12回以内とする。ただし、掲載枠数により継続して掲載することを妨げない。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する広報の発行月の前々月末までに、広報なめりかわ広告掲載申込書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、広告掲載の可否を決定し、広報なめりかわ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第5条 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿は、次のいずれかの版下データにより、掲載する広報の発行月の前月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) TIFF（広告全体を写真画像としたもの）
- (2) Photoshop-EPS（広告全体を写真画像としたもの）

- (3) Illustrator-EPS (フォントはアウトラインをとること)
- (4) その他市長が適当と認める版下データ

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、要綱第12条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、要綱第7条第2項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があった場合
- (3) 広告主の広告を掲載することが不適当であると市長が判断した場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広報への広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。